

增訂補
四柱推命奧義秘傳錄
卷五

特261

415



始



附261
415

增補
訂改

四柱推命奧義秘傳錄

卷

五

第五章 應用之部



第五卷 目次

第五章 應用

一、運氣(天地の五運六氣)	一
一、大運の繰り方	四
一、運氣の算定法	六
一、餘數を取捨する場合(其例)	八
一、大運接木圖	一一
一、大運應用法	一四
一、大運各種	一五
一、正財偏財運	一九
一、大運空亡(格及月令の注意)	二一
一、祕訣と大運例題	二三
一、歲運應用法	二五
一、年月に比肩劫財敗財ある者	二九

- 一、年月に食神傷官ある者……………三〇〇
- 一、年月に正財偏財ある者……………三〇〇
- 一、年月に正官偏官ある者……………三〇一
- 一、年月に印綬偏印ある者……………三〇二
- 一、十運各種……………三三三
- 一、歲運と諸星の旺尅……………三三六
- 一、妻を尅するの命……………四〇〇
- 一、大運の引例……………四〇〇
- 一、歲君運審定法と(其例)……………四〇四
- 一、實例……………四〇七
- 一、推命便覽(全説明書)……………六八

増補
改訂

四柱推命奥義祕傳錄卷之五

大阪市 天祥館 松本義亮 著

「運」——「氣」——「天地の五運六氣」——

大運と歲君とは推命の最大眼目なり

人は六合に居して心は五行に支配せられ間斷なく運命の軌道を辿つてゐる、而して其軌道には長亭あり、短驛あり、山もあれば河もある、四顧暗憺たる墜道を潜るの時、誰しも早く天日を仰ぎたい希望に驅らるゝ如く、逆境に處しては幸運の飛來を待ち倦ぐみ、順境に處しては平和の生活を人生當然の權利と自惚るゝから、一たび災厄に惱まざるゝに及び愕然として天運の拙きを嘆じ、神に頼み佛に縋り、見るから氣の毒な狼狽ぶりを敢てするのである、儒道は之れを天命と

教へ、佛教は之れを因果と論じ、基督教は之れを主の戒めと訓へてゐる、何ぞ憚らん之れぞ人生の免かれがたき運命にして、其起伏波瀾が大運となり歳運となり逆運となり凶歳となる、そこで之れを完全に且つ正確に豫知するのが推命學上の運氣の鑑識である、

東西古今の歴史は吾人に運命の如何に恐るべきかを明示してゐる、歴山大王然り、奈翁然り、平家も源氏も續いては北條、足利、豊臣、徳川の凡てが不自然なる運命の支配下に興亡を繰返し、就中我が壽永の英雄兒源九郎の末路と獨帝カイゼルの末路とは其軌を一にしてゐる、豊太閤桃山の豪華は二世を保たず、然も彼が功績は何人にも一籌を輸せなかつたのである、更に漢土について觀れば孔子の聖をもつてしても陳蔡の厄を免かれず、李廣は侯に封ぜられず、顔回は壽を保たず、項羽は騷逝かずを嘆じて垓下に屍を曝らし、始皇の阿房宮には秋風荒みて馬塊坡下佳人の鮮血は碧苔と化する悲惨の命運を辿らしめてゐる、運命は貧富貴賤を問はず人智の企て及ばぬ邊に禍福の

分岐點を示し其不可抗力が證據立てられ、之れを豫知し測定するの
が運氣であり、運氣を離れては推命學の價値がない、

先づ大運を説き更に歳運(歳君)を明かにするのが順序である、而して大運の好期中にも歳君凶あることあり、歳君吉なるも大運凶なること屢次である、されど大運良好なる期間においては歳君の障礙を顧慮するに足らず、

大運の解

運氣の部

大運とは其人生れて後ち、何歳より何歳まで如何なる運であるか、此運に遭遇すれば何程の幸福來るか、或は災害起るか、を慥かむる方法である、則ち四柱全躰を總括して、人生の榮枯盛衰を審かにする活術である、故に能く其の連繫特質を熟知し、先づ近く自己のことより見始め、延いて他人の上
に照合すれば符節を合するが如く明かであつて、古往今來
宇宙の祕府に匿くれたる有形無形の事々物々掌上に落ち

來り不可思議の玄理に透徹してくる。茲に於てか所謂照魔鏡となり
X光線となり、人生の浮沈、社會の變轉、生老病死の機運を呼吸の間に
豫知して世を益し人を扶け、靈妙不可知的の自由を覺知すること何
と興味多いではないか。

「大運の繰り方」——順逆の二法に注意せよ

一、大運は支を見て定め、歲君は干を見て定むるのである。例
へば何歲より幾歲までが子の運、或は丑の運と云ふやう
な順序に十二支のみを用ゐてゆかねばならぬ。
一、運には順逆の二法がある。男子は生れた年干が陽干なれ
ば、子丑寅と順序を追ふて繰り、其年干が陰干なれば逆行
す。心得置かねばならぬ。例へば甲の年の生れの男は子
丑寅と順に繰り、乙の年の生れは子亥戌酉と逆に繰るの
である。

一、婦女子は男子と反比例をなし、陽干の女子は子亥戌と逆
に繰り、陰干の女子は順に繰る。例へば甲の年の女子は子
亥戌と逆行し、乙の年の女子は子丑寅と順行す。
一、大運には一年運より十年運までがある。例へば年上陽干
の男子則ち甲の年の生れであれば、生れ月の支より數へ
て、其月が子なれば、生年一箇年間は其運子に止まり、二年
目は丑、三年目は寅と順に廻はる。
一、男子陰干則ち乙、丁、己、辛、癸の年の生れにて、大運一年運な
れば、生れ月の支を見、生月が寅なれば、寅より逆行して、一
歲寅、二歲丑、三歲子と逆に數へる。斯くして男女とも生月
の支より數へゆくのである。
一、婦女子陽干の年則ち甲、丙、戊、庚、壬の生れは、一年運なれば
生月の支より數へて、其生月が寅なれば、一歲寅、二歲丑、三
歲子、四歲亥と逆に數へる。

一、婦女子陰干の生れ則ち乙、丁、己、辛、癸の生れにして、一年運なれば、其生月を見て、若し午の月であれば生れて一歳は午の運、二歳は未の運、三歳は申の運と順に循環することになる。

一、順運逆運は前述の通りにして、別に複雑の點なきを以て更に運氣の年數を定むること、しやう。

「運氣の算定法」一日一年に算定す

一、生れ月の節變はりに第一着目しなければならぬ。
一、男子陽干年の生れは、生日より次季の節變りまでの日數を數へて、夫れを三ツに折除しなければならぬ。例へば生日より其次の節まで十五日あれば、其十五日を三除すれば五日となる。乃で一日を一年として五日あれば五年運

となる。故に生れたる月が、寅月なれば初めの運は五箇年間寅にあり、順運なれば六歳より十歳までが其運卯に廻はりて、卯の運となり、十一歳より十五歳までが辰の運となる。以下皆同じ。

例

明治三十九年二月五日午前八時生男子

年	丙	午
月	庚	寅
日	庚	辰
時	庚	辰

一、此命陽干年の生れにして男子なるが故に、即ち順の十年運とす。生日より三月六日則ち陰曆二月節、早く言へば啓蟄の節まで三十日あり、之れを三除すれば十となるので十年運となる。故に生れて十歳までは其運庚寅にあり(運は月より數ふるが故に)十一歳より二十歳までが辛卯の運に、二十歳より三十歳までが壬辰の運と順に數ふるものとす。
一、此命婦女子なれば逆に數ふるので、則ち生れて十歳までが寅の運にして、十一歳より二十歳までが丑の運、二十一歳より三十歳までが子の運とす。

「餘數を取捨」——する場合

一、例へば順逆共に十一日あれば一日を加へて十二日とし
 三除すれば四年運となる、若し十四日なれば一日を加へ
 て十五日とし、三除すれば五年運とし、又た五日あれば一
 日を加へて六日とし、三除すれば二年運となり、八日であ
 れば一日を加へて九日とし、三除して三年運とす、二十三
 日あれば一日を加へて三除し八年運とし、二十六日あれ
 ば一日を加へて二十七日とし、三除し九年運とするので
 ある、

一、又日數四日あれば一日を捨て三除して一年運とし、七日
 あれば一日を捨て三除して二年運とし、十日あれば一日
 を捨て三除して三年運とし、十三日あれば一日を捨て三
 除して四年運とし、十六日あれば一日を捨て三除して五

年運とし、十九日あれば一日を捨て三除して六年運とし、
 二十二日あれば一日を捨て三除して七年運とし、二十五
 日あれば一日を捨て三除して八年運とし、二十八日あれ
 ば一日を捨て九年運としなければならぬ、
 一、二日の時は一日を増して一年運、
 一、四日の時は一日を捨て一年運、

例 (其二)

明治元年 二月十八日 午前十時 生男子

一、此命四年運とす、十八日より三月一日まで數ふれば十三日となる、され
 ば十八日は前夜の十一時より午前十時まで則ち生れし時刻まで十時
 間の不足を生ず、又た午後一時四十八分に舊三月の節となるので三
 時より午後十一時まで九時間の不足を生ず、夫れで兩日の不足を合算
 すれば十九時間の差がある、故に凡そ一日の不足を生ずることになり

日 壬 寅
時 乙 巳

正味十二日となるので眞の四年運となる。
一、若し婦女子なれば逆行する故、一日の節の日より十八日まで則ち生れた日までを三除すれば六年運となり、更に綿密に計算すれば、一日は午前十時が節變りなるが故に、前夜の十一時より十一時間の不足を生じ、又た生れし日にも前夜の十一時まで丁度十時間不足が生ずるから、二つ合計すれば都合二十時間の不足を生ずるを以て、正味十七日である、之れに一日を加へて十八日とし、三除して六年運とす。

例 (其二)

明治十八年 五月十七日午後四時生男子

年 乙 酉
月 辛 巳

一、此命逆運なるを以て、前月則ち四月五日より十七日まで十三日間ある、然るに五日は前夜の十一時より一時五分まで二時五分の不足がある、生日は前夜の十一時より十七日午後四時まで十六時間の不足となる、乃で通計二十時間と五分の不足なるを以て、餘數を去れば正味十六日と四時間残る、夫れで一日と四時間を捨て、十五日として三除するが故

日 壬 申
時 戊 申

に五年運となる。
一、若し婦女子なれば順運にて生れたる日より、次の節則ち六月四日まで數ふれば十九日ある、然るに生日は前夜の十一時より其日の午後四時まで不足を生ずる故、之れを捨て正味十八日を得、それを三除して六年運とす。

大運接木圖



- 角を廻るの年凶
- (一) 丑より寅に移る角
 - (二) 辰より巳に移る角
 - (三) 未より申に移る角
 - (四) 戌より亥に移る角
- 逆も同様と知れ

一、大運隅角を廻はる時は充分注意せねばならぬ、即ち丑の運より寅の運に、辰の運より巳の運に、未の運より申の運に、戌の運より亥の

運に移る年が要慎肝要である、

一、若し逆運なれば巳の運より辰の運に、寅の運より丑の運に、亥の運より戌の運に、申の運より未の運に移るの年である、

一、隅角凶なる年は大波瀾を生じ、其重きは一命を喪ふに至る、隅角吉なる年も多少の災害起る、

一、壬癸 || 亥、子、丑、悉く北方の星にて水星である、其中の丑は己にして水の土とす、

一、甲乙 || 寅、卯、辰之れ悉く東方の星にて木星である、其中の辰は戌の土星にして木の土とす、

一、丙、戊、丁、己 || 巳、午、未之れ悉く南方の星にて火星である、其中戊己は土星にして火の土とすなる、

一、庚辛 || 申、酉、戌之れ悉く西方の星にて、其中戌は戌の土星にして金の土となる、

一、四季共に節の岐れ目に土星がある、則ち冬季の終りに丑あり、丑中

に冬の土用を起し、土用明きが節分にして春の季節に變りゆく、夫れで丑の分野の中に癸(水)を含有す、

一、春は辰にて變る、則ち辰中に土用を起して土用明きが夏の季節となる、夫れで辰は木の土であるから、辰の分野中には乙(木)が潜伏して居る、

一、夏は火の節にして終りの未にて季節が變るから、未中に夏の土用を起し其未の分野中には丁(火)が潜伏してゐる、

一、秋は金の節にして、金は草木を尅するから、秋風一たび起れば落葉蕭殺の景を現はし、戌の月にて秋氣一變して冬季に入る、夫れで戌の月に土用を起し、戌の分野中に戊(土)が伏在す、

一、此の如く四季共に土の月から季節が變動するので、土は萬物の變化を左右する勢力がある、去れば同じ四ツの土星にも火の土、木の土、金の土、水の土と各性質を異にする點に注目せなければならぬ、

「大運應用法」——身旺身弱と干支に注意

- 一、身弱の生れは旺相、印綬の運に開發す、
- 一、身旺の生れは正官、偏官の運、また正財、偏財の運に開發す、
- 一、身強く(日干旺盛)正財、偏財ありて、其財弱ければ、正財偏財運に發達するものとす、
- 一、比肩、劫財、敗財又た印綬ある者は、正官、偏官運に發達す、
- 一、總て大運は月上にある星を見て運を起さねばならぬ、歳君は年上の干支に重きを措くが、大運には年上を用ゐずして、全く月上の干支に重きを措き、中にも月上の干が大切である、
- 一、格に入る者は時上の干支に氣を着けねばならぬ、
- 一、運を定めるには、先づ年月日時を靜思熟考すべきが肝要にして、身の強弱則ち日干が我身となるをもつて、日干を充分四柱全躰と對照して、旺盛なるか、脆弱なるかを、充分識別しなければ的の中せず、

- 一、甲の日の生れのもの、比肩(寅)敗財(卯)の運は、則ち旺相運である、身弱は此運に發達し、身旺は此運に凶事起る、
- 一、乙の日の生れ寅の運は劫財運、卯は比肩の運にして、身弱は此運に吉なるも、身旺は災ひあり、
- 一、甲乙の日の生れ巳午の運は食神傷官運、
- 一、甲の日の生れ戌辰は偏財運、丑未は正財運、
- 一、乙の日の生れ戌辰は正財運、丑未は偏財運、
- 一、甲の日の生れ申は偏官運、酉は正官運、
- 一、乙の日の生れ申は正官運、酉は偏官運、
- 一、甲乙の日の生れ亥子は印綬運、偏印運、(以下推して知るべし)

「大運各種」——劫財、敗財、比肩、食神、傷官、正官、偏官

一、身旺の命にして劫財、敗財、比肩の大運に遭遇すれば、父母を尅す、故に其父母病難又は他の災害起り、甚だしきは死に至ることあり、何

となれば切財、敗財共に其身の正財、偏財を尅すること著しき質である。本来正財、偏財は身より尅する星にして、例へば甲乙の日の生れは戊、己、辰、戌、丑、未の土悉く正財、偏財となる。其財星の土を吾と同質の星にあたる運星が吾と共に力を合せ攻め亡すので、却つて財を失ひ、其財星は則ち父の星又た妻妾星なるがゆへに偏財たる父（妻妾星）正財たる（妻星）に比肩、切財、敗財の運に乗じて抗敵する力を増すの理である。又た此運には妻をも尅す、正財は則ち妻星となり、偏財は則ち妾星となる。

一、身旺にして比肩、切財、敗財の運に際會すれば、財産を破り、争論起るか、或は公事訴訟等の煩ひが起る。

一、身弱のものは比肩、切財、敗財の運に遇ふて發達、開運を遂ぐ、何となれば吾の力則ち日干弱くして、常に財に拮抗するを得ず、直言すれば力及ばずして財を得難く、貪苦に沈淪せねばならぬ。然るに切財、敗財、比肩は吾に與みして黨を起し旺相するため、始めて財に對抗

するの力を備へ、大活劇を演ずることとなる。乃て身弱の者は旺相運に遇ふて發達す。

一、食神、傷官の運に出會すれば子を尅し、又は訴訟起る。何となれば男子は正官、偏官を子と定めてある。然るに食神、傷官は子の星たる正官、偏官を尅するため子に災害を與ふ。又た官星を尅するので、官に對して害を及ぼすか、若くは官の咎めを受くるかである。去れど四柱中に正財、偏財の星あれば却て此運に發達す。之れ食神、傷官は財星を生ずるを以てなり。若し四柱中に偏官ありて食神運に遇へば大發達をなす。之れを偏官制伏の運と云ふ。

一、婦女子は食神、傷官運に本夫を尅す。何となれば婦女子は正官、偏官を以て本夫となすのであるが、食神、傷官は正官、偏官を尅するが故に、此運中に於て本夫の運を破るか、或は破縁となるか、若くは夫を喪ふに至る。

一、身旺のもの正官、偏官運に遇ふて發達開運す。

一、四柱中に印綬、偏印多き者にして、月か時かに日干と旺する星あるもの比肩、劫財、敗財多きもの、印綬ありて正官、偏官なく其上比肩、劫財、敗財多きものは正官、偏官運に遇て發達す、然れども正官、偏官運に遇ひ剩へ正官、偏官の歳君に遇へば、中庸を失して多勢に過ぎ却て大凶至る、

一、身弱の生れは正官、偏官運に會して不幸に陥り、殊に身弱にして四柱中に正財、偏財あるもの大運正官、偏官の運に遭遇すれば大凶とす、其多くは家を喪ひ、酷だしきは命を致す、之れ財は官を生じ、官は吾を尅すること激甚なればなり、

一、印綬の運、身弱にして印綬の運に遇へば、諸事良好にして、身上修まり、名譽を博し、福祿を受けることがある、然れども年月の干に食神、傷官あれば凶たるを免れぬ、之れ印綬、偏印は食神、傷官を尅するからである、

一、身旺の生れは印綬の運を凶とす、其身強きに加へて印綬吾を生ず

るが故に、益々勢力助長して、暴虎馮河の威を逞ふし、正財、偏財の吉神も畏縮して疎遠となり、爲に財力なく人望なく、千里の難路獨行せざるべからざるの悲境に墜つ、

一、身旺の命四柱中に正官、偏官あれば印綬の運に遇ふて發達す、官は印綬を生じ、印は吾を生ず、

一、身旺の生れ月上に正財、偏財ある者、印綬の運に遇へば發達す、印は吾を生じ、吾は財に當るの力を有す、又日干より正財、偏財弱き時は正財、偏財の運に發達す、其多くは印綬の運に開運す、

「正財、偏財運」——身旺に吉にして身弱に凶なり

一、身旺の命にして正財、偏財運に遇へば、立身發達して財福遍満し、百事吉祥にして意の如く成功す、

一、四柱中に印綬あるものは凶域を離るゝを得ず、之れ正財、偏財は印

を破ぶるを以ての理である、
一、身弱のものは**正財、偏財運**に凶なるを免かれず、之れ財に當るの力を有せざればなり、

一、食神、傷官月上にある者は**正財、偏財運**に大福を發す、

注 意

大運刑冲忌む

一、大運は歳君と冲するを忌む、例へば大運子の運中に午の年に遇へば午と子と冲す、丑の運中に未の年に遇へば丑と未と冲す、斯く冲して又尅するは太だ凶とす、則ち大運酉の運に於て卯の年に遇へば酉と卯と冲す、又た酉は卯の木を尅す、此の如きは災害速かに來り家を破るか或は身を亡すかである、

一、大運歳君冲するも、大運より歳君を生ずれば災害極めて輕し、又た歳君より大運を生ずるも同様とす、

一、双方冲し刑しても救濟する星あれば災害を免がる、例へば大運金

の運、歳君寅(卯木)の年の如きは、金と木と戦ふの理なるを以て凶事續出すれども四柱中に壬、癸又た亥(子)の水あれば免かるゝを得、何となれば金は水を生じ、水は木を生ずるので両者争鬭の間に水の仲人が媒介して和を講ぜしむる姿となる、

「大運空亡」——幸禍吉凶の分岐點なり

一、空亡は善惡の分岐點にして、吉凶の分水嶺である、故に大運空亡に遇ふものにして、從來不運なものは發達し、幸運なものは衰敗す、恰も苦は樂の種にして樂は苦の種と云ふが如し、

一、歳君より大運を冲するは却て吉とす、

一、大運より歳君を冲尅するは大凶とす、例へば子の運、午の歳に遇へば子は午を冲し又た尅するが故に大凶とす、大運午の運又た子歳に遇へば、歳君より大運を冲するので却て變じて吉となる、

注意

大運格及月令

- 一、第一大運を観るには、格を見定めて而して後ち、運を選定せなければ過ち多し、
- 一、月上、比肩、劫財、敗財あれば正官、偏官運を大吉とす、
- 一、月上、傷官、食神あれば正財、偏財運に大吉にして、身弱の者は旺相運亦た大吉たり、
- 一、月上、正官、偏官あれば旺相運、印綬運に大吉にして、身至つて強ければ官運に吉なり、
- 一、月上印綬、偏印あれば、正官、偏官運に發達す、
- 一、四柱中食神、傷官となる星なくして、月上偏官あれば食神の運に遇ふて發達す、
- 一、身旺にして財星あり其財弱ければ財運に遇ふて發達す、
- 一、月上に印綬ありて四柱中に正財、偏財あれば、印綬薄弱となる、此命印綬運に遇ふて發達す、

秘訣

一、年月に正官、傷官二ツながら共にあるものは、正財、偏財運に發達開運す、年に傷官あり、月に正官あり、若くは年に正官あり、月に傷官あるも前同様である、

一、此命財運に遇へば、傷官は財星を生じ、財星は正官を生ずるので中和を得て大ひに發達す、此命財運を終れば大不幸たるを免れず、

大運例題

年	正財	丁丑	衰	此命大身旺なるを以て大運正官偏官運に發達す若し大運中に辰戌丑未の運に遇はれば生涯福なし
月	比肩	壬子	帝旺	本來壬癸日の生れ子の字あれば飛天藤三合木局
日	偏印	壬申	長生	馬の格である然れども丑の字のため妨げられ此格に入らず
時	偏印	庚子	帝旺	

年	偏財	己亥	死	此命建祿に居て身旺なり其上三合木局して身益々旺んとなる而して月上に印綬あるため身甚だ強し茲に於て月上の申は正官となり至て貴し此命正官運に發達し又た印綬運に吉とす
月	印綬	壬申	胎	三合木局
日	偏印	乙卯	建祿	
時	偏印	癸未	養	

<p>年 癸未 偏印 月 辛酉 偏官 日 乙酉 偏官 時 辛巳 偏官</p> <p>養 絶 絶 沐浴</p> <p>此命大身弱なり則ち命を捨て、殺に従ふの格とす此くの如きは却て正財偏財運又た偏官運に發達す</p>	<p>年 戊寅 偏財 月 乙丑 敗財 日 甲辰 食神 時 丙寅 食神</p> <p>建祿 冠帶 衰 建祿</p> <p>此命歲德財を扶くるの格とす年上の戊(土)は偏財月上の丑は正財甲の日生れ時上寅ありて身旺とす大運食神の運又財運に發達す、身強けれど財星あるので官運を忌む</p>	<p>年 丙子 比肩 月 癸巳 正官 日 丙申 比肩 時 丙申 比肩</p> <p>胎 建祿 病 病</p> <p>此命月上の巳に旺じ又た比肩ある故身強きに似たれども三合水局し又た月上に癸の正官ありて至て身弱となる印綬の運旺相運に發達す</p>
<p>年 丁丑 傷官 月 辛亥 正官 日 甲子 敗財 時 乙丑 敗財</p> <p>墓 長生 沐浴 冠帶</p> <p>此命身弱にして正官傷官ある爲財運に發達す丁火の傷官は甲の財土を生じ土は辛金の官を生じて次第相生するが故に此運吉なるも財運終れば凶とす</p>	<p>年 辛巳 正財 月 戊戌 食神 日 丙子 偏印 時 甲午 偏印</p> <p>建祿 墓 胎 帝旺</p> <p>此命時上の午に旺じ其上火局在て身強よし然れども子は午と火局を冲剋するので身旺とせず財運に發達す何となれば食神財を生ずるが故なり丙日午の字あれば飛天驛馬なれども子の字あるため此格とせず、身旺の運又吉</p>	<p>年 丁未 食神 月 辛亥 偏官 日 乙丑 局三合木 時 不明</p> <p>養 死 衰</p> <p>此命偏官制伏の命にて至て吉月上の偏官年上丁の制伏あり三合木局して身に旺す食神の運又た偏官運に吉制伏あれば制伏の運又た制伏なければ偏官運とす</p>

「歲運應用法」——旺尅と干合とに注意を拂ふべし

一、大歳とは廻り歳にして一名歲君と稱す、
 一、大歳を冒すものは災害酷だ重し(生日の干より歳君を尅し又生年の干より歳君を尅するを云ふ)例へば甲の日の生れの人戊の年に遭遇すれば則ち大歳を尅するのである、又た甲の年の生れの人戊の年に際會するも大歳を冒すことゝなる、早く言へば年干日干より其年の大歳を冒す、則ち尅する意味にして家を破り身を亡し甚だしきは一命を喪ふことがある、然れども四柱中に救ふてくれる星あれば、却て開運し資財を得るか、或は名譽を揚ぐるこゝができる、

一、救ふ星とは例へば甲の日の生れ、四柱中に己の字あれば、甲己干合するので戊の年に當つて、甲(木)が戊(土)を尅するも、己は甲と合し之れを引留めて動かさず、そこで甲は己の檢束を受け暴威を振ふに由なく、遂には戊を尅することを忘れる、夫れで歲君は己の助力に

由つて、其身を安全に保持することができるので、己に對して恩賞を拂ふため、却て幸福を發することになる。年上に甲ありて戊年に遇ふも同一である。然し甲の年生れにして己あれば免がる。

一、又た甲の日の生れ若くは甲の年の生れの人、戊の年に遭遇すれば、恰も天に對して抗敵することゝなる。則ち朝敵となり大罪人となる。然れども四柱中に庚辛の金あるか、若くは大運申酉の運なれば、金は甲(木)を尅して制伏するが故に、甲(木)は金星に壓倒されて、天を尅するの勇氣沮喪し、夫れで歳君は金に對する報酬を惠むから、此質にして此年に遇へば悪運變じて幸運となる。

一、四柱中に庚辛ありて丙丁の字なく、又た大運申酉なるとき、甲乙の年に際會すれば必ず死す、尅重きなる故なり。

一、四柱中に甲乙寅卯の字多くして、庚辛の字なければ大運寅卯のとき戊己の年に遭遇して必ず死す、此命にして四柱中に庚辛あるか若くは、大運申酉の運なれば、却て幸福を發す。

一、歳君を冒せば其年妻を喪ひ、父母を喪ひ、又資産を破り、他人と紛擾を生じ、訴訟を起し、或は難症に罹り災害百出す。

一、日干と歳君と干合する年は大難起る。恰も乙の日の生れの人、庚の年に遇ふが如し。

一、生れ年の干と、歳君と干合する年、災害重ねて來る。

一、合の年には死別生別を生じ、破産、争鬭の憂ひあり、又た種々に心動きて志望を起し、皆半途にして瓦解す。

一、又た合の年は、夫婦の離別あるか、或は色情に耽ける虞れがある、されど無妻の男子は此年妻を迎へ、夫なき婦人は結婚の歡びがある。

一、生年の支と廻り年の支と合するも亦た前同様である。例へば子の年の生れにして、丑の年に遭遇するが如し、子と丑と合 || 寅と亥と合 || 卯と戌と合するも前同様である。

一、生年の支と、廻り年の支と沖しても、災害來る。例へば子の年の生れにして、午の年に遭遇するが如く、沖して尅するは災害極めて重し

とす、

- 一、四柱中に羊刃ありて、其羊刃に當る支と、歳君の支と冲するか、或は合する年は厄難續出す、例へば甲の日生れ四柱中に卯あれば、甲より卯は羊刃となる、酉の年に遇へば羊刃を冲す、戌の年に遇へば卯と戌との合にて、則ち羊刃合となる、斯る年は大害至る、
- 一、合の年は諸事齟齬して成功することなく、勞して効なしと知れ、
- 一、年月に偏印あれば、食神年に災害起る、
- 一、年月に食神あれば、偏印年に災害起る、
- 一、年月に正財あれば、印綬年に災害起る、
- 一、年月に偏財あれば、偏印年に凶、又た印綬年に面白からず、
- 一、總て財あれば、印綬年に凶、年月に印綬あれば、正財年に凶、
- 一、年上に劫財、敗財あれば、正財年に凶、
- 一、年上に敗財あれば、偏財年に凶、正財年も面白からず、
- 一、年月に傷官あれば、正官年に凶、

- 一、年月に印綬ありて、大運正財運の時、歳君又は正財年には概ね死す、
- 一、大運より歳君を尅するも、亦た冲するも、生年月日中に、其大運を制伏する干あれば、災害を免かる、
- 一、年月日より歳君を尅するも、大運より其尅する干を制伏する時は凶變じて吉となる、
- 一、生れ年の支と、歳君の支と刑する年は大難あり、家を破り身を亡ぼし、又は損失病難あり、
- 一、穿は運氣に用ゐず、
- 一、支は生年の支と、歳君の支と刑、冲、合のみに注意せよ、

年月に比肩劫財敗財ある者

(年上に重きを置く)

- 一、比肩、劫財、敗財年に遇へば、身弱は大吉、身旺は大凶、但し正官、偏官あれば、身旺も大吉、
- 一、食神、傷官年は身旺、身弱ともに吉、但し傷官年に争論起る、

- 一、正財、偏財年は大凶、
- 一、正官、偏官年は大吉、
- 一、印綬、偏印年は、身弱は大吉、身旺は凶、

年月に食神傷官ある者

(年上に重きを置く)

- 一、比肩、劫財、敗財年は吉、身弱は最も吉、
- 一、食神、傷官年は吉、身旺、身弱ともに吉、
- 一、正財、偏財年は大吉、身旺、身弱ともに吉、
- 一、正官年は大凶、偏官年も吉ならず、
- 一、印綬、偏印年ただ凶、
- 一、年月に食神あれば偏印年に大凶、

年月に正財偏財ある者

(年上に重きを置く)

- 一、比肩、劫財、敗財年は大吉、

- 一、食神、傷官年また吉、
- 一、正官、偏官年身旺は吉、身弱は大凶、
- 一、正財、偏財年身旺の生れは吉、但し身旺、身弱を問はず、羊刃あればただ凶、
- 一、年月上に正官、偏官共にあれば正財、偏財年に大凶とす、
- 一、印綬、偏印年は吉、

年月に正官、偏官ある者

(年上に重きを置く)

- 一、正官あるもの比肩、劫財、敗財年吉、
- 一、正官あるもの印綬、偏印年吉、
- 一、正官あるもの正財、偏財年吉、身弱は凶、
- 一、正官あるもの偏官年は凶、
- 一、正官あるもの正官年は吉、身弱は凶、
- 一、正官あるもの印綬、偏印年は吉、

- 一、偏官あるもの比肩、劫財、敗財年吉、
- 一、偏官あるもの食神年大吉、
- 一、偏官あるもの傷官年は凶、
- 一、偏官あるもの正財、偏財年は凶、
- 一、偏官あるもの正官、偏官年大凶、
- 一、偏官あるもの印綬、偏印年に吉、

年月に印綬、偏印ある者

(年上に重きを置く)

- 一、劫財、敗財、比肩の年は吉、身旺の生れは面白からず、
- 一、食神、傷官年は甚だ凶、
- 一、正財、偏財年は大凶、
- 一、正官、偏官年は大吉、
- 一、印綬、偏印年、身弱は大吉、身旺は大凶、
- 一、食神あれば印綬年に甚だ凶、

〔歳君大運ともに此くの如し然れども格に入る者は格を見て運を定めよ〕

歳運生尅

早見法

歳運は生年の干支と其歳の巡位星と對照して中和となるか破尅せらるゝかを検討せねばならぬ、生年の干支が歳君即ち其年の干支より生ぜらるゝ年は幸福を發し、尅せらるゝ年は凶事多し、而して自己の生年より其歳の干支を生ずる歳も幸福であり、尅する年は凶事を免れぬ、然し其年の干支より生年の干を生ずる場合にては生日の干より歳君を尅する年は災害を免れず、之れに反し生年の干より其年の干を尅する場合にては生日の干より生年を生ずる年は中和を得て大害を免る、要は自己の四柱中より歳君を生ずるか、或は尅するかを見別けるのが捷徑である、

十運各種

身旺身弱と歳星の及ぼす影響

一、比肩の年、身弱の生れは大吉、身旺は大凶、父母を倒し、又た妻妾に災難起る、然れども食神、傷官あれば財を生ずるが故に災害なし、

一、劫財、敗財年には破産、争論又は産業を破ぶる身旺は、大凶、身弱は吉、此年は父母妻子に害あり、若し正官、偏官あれば却て吉、食神、傷官あるも吉、

一、食神年は金銭の融通克く、資産増加す、若し四柱中に正官あれば大凶、若し正官、偏官なく四柱中に正財、偏財あれば大吉、此年妻妾に喜びあり、

一、傷官年は、食神と同様である、然れども四柱中に正官あれば、此年に主人と離別するか、不和を來すか、或は他に争論起り、官途にある者は多く其職を免ぜらる、總て上よりの故障生ず、婦女子は本夫の運を破る、

一、偏財年、四柱中に印綬あれば、家を破り、身を亡し、父母を害す、印綬なくして四柱中に正官あれば大福を發す、偏官また同じ、身弱にして偏財年に遇へば失敗損耗を招く、

一、正財年は偏財年と同様である、但し父母に災害起る、此年は妻を娶

るの欣びあり、年上に正財ありて、歳君と合する年は、性慾發動して女色に耽けり散財多し、身旺の者は正財年に福祿を發す、

一、偏官年、身弱なれば家を破り、身を亡ぼし、又難病に罹り、災害湧出す、身旺の生れは開運發達す、婦女子身旺の生れは福を起し、身弱の者は夫婦仲を傷ふ、

一、正官年、身旺は萬事大吉、又た四柱年月に印綬あれば、諸事意の如くに進行して豫想外の幸福を發す、若し四柱中傷官あれば大凶、若し食神も宜しからず、身旺にして印綬あれば偉大の發達をなす、

一、印綬、偏印年、産業勃興し、無職の者は職に就き、家なき者は家を興し、官吏、會社員等は陞進し、總て身の治まりを得て安堵することができ、然れども食神、傷官ある者は大凶なり、身弱なれば印綬の年に大吉、若し年上に正財あれば甚だ凶、月上に正財あれば印綬年に發達す、

「歲運諸星の旺尅」——格局財官刑冲羊刃に注意を拂へ

抑も推命の要は、先づ身旺、身弱を見究め、次に財官、印、食の吉星を見、三に傷官はなきか、刑、冲はなきかに注目せねばならぬ、
 一、格に入る者は富を得ることなければ身上貴し、正財、偏財もなく、正官、偏官もなく、又格に入るの俸せなき者は必ず短命でなければ薄命の人である、

一、四柱の原則として財官を論ずる時は格局を見るの必要なし、格局を重しとするの命は財官を見るの必要なし、正官、偏官、又た正財、偏財の吉星はなくとも格に入る者は必ず發達す、

一、正官、偏官、正財、偏財は吉星なれども、吉星多きは却て凶とす、貴人多きは宜しからず、何れも尠なきを尊ぶ、

一、財官、印の吉星、地、建祿、帝旺、冠帶、長生、養の星座を云ふを得て刑、冲なければ、富貴にして將來大發達をなし、社會に立つて有爲の人とす、

一、又日干弱く財、官、印、食の吉星地を得て美麗なれば、其初めは假しや勞苦に鎖され、浮世の風波に翻弄せらるゝとも、後日印綬の運到來するか、又は身旺の運に際會して、忽然幸福飛來し大發達を遂げ、名譽を揚げ、資格を進め、社會の崇尊に値ひする有望の質なれば、之れこそ世に云ふ濡手で粟の攫み取り、推命學者の敬意を表する質である(隻手風雲を起すは此等を云ふ)

一、身旺にして羊刃あり、又た比肩あり、共に旺にして正財、偏財、正官、偏官の力薄弱なる者は、初年中年まで艱難苦勞の悲境に沈淪し、見る影もなく蹙つるゝも、將來一たび財官の大運に遭遇せんか、龍の雲を得たるが如く、虎の風を得たるが如く、俄然本能を發揮して一躍九鼎太呂の重きをなす幸福の命である、

一、日干も旺じ、羊刃ありて羊刃も旺じ、又正財、偏財、正官、偏官ありて、夫れも旺じ、互に優劣なく、吾と力を均ふするものは、必ず富貴の家に生れるのであるが、將來、劫財、敗財の運、又傷官運等に際會して財を

尅し、官を尅し、禍患百出、夢にも知らざる厄難來り、七轉八倒の寂しき秋がくるかなれど、此の悪運を経過すれば、二たび花咲く春に芽を生じ、歡樂舊に復して實を結ぶ幸福の域に復するのである。

一、正官ありて正財、偏財あれば富貴、

一、偏官ありて印綬あれば榮華、

一、印綬あれば偏官の運に遇ふて繁榮、

一、印綬ありて正財、偏財あれば十中八九は貧賤、

一、身旺にして財官多きは富貴、

一、身旺にして財官弱きは苦勞あり、財官旺の運に榮達、

一、身弱にして財官旺なるは身旺の運、印綬の運に遇ふて繁榮、

一、四柱中に財官の星なければ財運、官運に遇ふて却て凶、

一、正官、偏官多ければ制伏する食神あるを吉とす、食神の運また食神

年に遇ふて發達す、

一、正財、正官共に建祿に坐すれば富貴の命、

一、羊刃ありて正財、偏財なければ、漸次衰敗す、殊に羊刃を冲するか、又は羊刃と合するの歲にあたりて暴敗を來たし悲境の極度に達す、
一、正官、偏官ありて印綬を挾むの命は、至大なる貴命にして、權威高く社會の上位に名聲を顯はす幸福の命である。(挾むとは甲の日の生れ四柱中に亥と丑とありて子を挾むか、或は庚の日の生れ、四柱中に子と寅ありて丑を挾むを云ふ)

一、正官、偏官、空亡に遇へば、身上修まらざるか、或は閑職に就くかの入である、

一、傷官、劫財、羊刃、此の三星四柱中にあるは暴悪の人とす、

一、傷官、敗財、偏官此の三星あるは、赤貧の命である。(傷官は正官の怨敵、敗財は正財の怨敵、偏官は自己の怨敵である)

一、身旺にして、印綬も亦た旺すれば、財を破りて悲境に墮つ、

一、正官旺じ、印綬旺じ、正財旺ずれば、大運墓に入るの時災害起る、

一、傷官、食神ありて共に旺じ、併せて身旺なれば、墓の運に遇ふて災難を生ず、

命のるす尅を妻

一、妻を尅するは正財に羊双を見る場合とす。
 例へば甲日の生れ四柱中に己卯あれば己は甲の正財にて卯は羊及なるを以て妻を尅す。

一、財絶官衰の四柱に羊双を見れば青春妻を喪ふ。
 例へば甲日(木)の生れは己(土)を正財とす、然るに四柱中に乙(木)あれば乙は己を尅するを以て妻を尅す、又正官ありて敗財羊及あれば敗財が正財を破るため正官を生ずる力を失ふ。

一、四柱中財星あり生時に羊双あれば財尅を免れず、刑合の年に逢へば妻子を喪ふ。

大運の引例

<p>年 偏財 戊 月 敗財 乙 日 傷官 甲 時 丁</p> <p>寅 建祿 丑 冠帶 辰 衰 卯 帝旺</p> <p>一、此命雜記格丑中の辛(正官)己(正財) 一、大運丑の運又未の運に發達す未は丑を冲するが故に吉、官運傷官運に凶</p>	<p>年 傷官 甲 月 劫財 壬 日 比肩 癸 時 癸</p> <p>戌 衰 申 死 卯 長生 亥 帝旺</p> <p>一、此命月上申印綬、又時上亥に旺じ壬の劫財在て身旺正官偏官運に發達す</p>	<p>年 印綬 癸 月 偏財 戊 日 偏官 甲 時 庚</p> <p>丑 冠帶 午 死 子 沐浴 午 死</p> <p>一、此命時上偏官格 一、大運巳午の運に發達す又寅卯旺相運印綬に發達す</p>	<p>年 正官 辛 月 偏印 壬 日 偏印 甲 時 不明</p> <p>未(正財)墓 辰(偏財)衰 午 死</p> <p>一、身弱にして財官印あり旺相印綬の運に吉宮運財運大凶とす</p>	<p>年 食神 戊 月 偏印 甲 日 偏印 丙 時 不明</p> <p>辰 冠帶 寅 長生 寅 長生</p> <p>一、身弱なれども又た偏印旺す 一、大運申酉、財運に吉、あまり偏印旺するので中和の時に發す</p>
<p>年 偏財 丙 月 正官 壬 日 印綬 丁 時 甲</p> <p>寅 死 辰 衰 丑 墓 辰 衰</p> <p>一、月上正官格、身弱旺相、印綬の運に發達す 官運大凶 財運も凶</p>	<p>年 偏財 甲 月 偏官 丙 日 不明 時 不明</p> <p>戌 衰 子 死 申 建祿</p> <p>一、建祿に居て身旺とす月上偏官格三合水局偏官を制伏して大吉 一、旺相又は制伏の運吉、印綬は凶何となれば三合の水を尅するので制伏を失ふ</p>	<p>年 正官 辛 月 偏印 壬 日 偏印 甲 時 不明</p> <p>未(正財)墓 辰(偏財)衰 午 死</p> <p>一、身弱にして財官印あり旺相印綬の運に吉宮運財運大凶とす</p>	<p>年 食神 戊 月 偏印 甲 日 偏印 丙 時 不明</p> <p>辰 冠帶 寅 長生 寅 長生</p> <p>一、身弱なれども又た偏印旺す 一、大運申酉、財運に吉、あまり偏印旺するので中和の時に發す</p>	

<p>年 偏財 傷官 戊 月 偏財 辛 日 偏財 丁 時 偏財 癸</p> <p>未 辰 酉 酉 冠帶 衰 長生 長生 病 病</p> <p>一、偏官傷官合して吉 一、月上偏財在り大運印綬に開く 一、又旺相に吉</p>	<p>年 傷官 丁 月 偏財 辛 日 比肩 乙 時 比肩 乙</p> <p>未 亥 丑 亥 養 死 衰 死 三合木局</p> <p>一、偏官制伏の命にて吉 一、大運食神の運又偏官の運吉 一、身弱故旺相運吉とす</p>
<p>年 敗財 己 月 傷官 辛 日 比肩 戊 時 比肩 戊</p> <p>丑 未 申 午 養 衰 病 帝旺</p> <p>一、月上傷官の命敗財比肩在つて凶とす 一、大運財運亥子の時吉又食神傷官運も吉とす</p>	<p>年 正官 己 月 正財 丁 日 正財 壬 時 印綬 辛</p> <p>巳 卯 戌 亥 絶 死 冠帶 建祿</p> <p>一、身弱印綬の運又は旺相運吉、官運凶</p>
<p>年 偏財 丙 月 食神 己 日 食神 丁 時 不明</p> <p>戌 亥 酉 酉 養 胎 長生</p> <p>一、月上食神、月令正官 一、大運財運に發す又身旺に吉食神運も亦吉なり</p>	<p>年 偏印 辛 月 偏財 丁 日 偏財 癸 時 不明</p> <p>未 酉 亥 帝旺 墓 病 帝旺</p> <p>一、身旺にして偏印強く財弱し、食神の運に吉正財偏財運又吉とす、官運大凶財は官を生じ官は身を改むるが故なり</p>
<p>年 正財 乙 月 正官 癸 日 偏印 丙 時 偏印 甲</p> <p>亥 丑 辰 午 病 墓 沐浴 帝旺</p> <p>一、官殺混雜の命則ち食神傷官制伏の運吉 一、大運酉の運、丙寅の年死す西は金にて水を生じ丙の印綬卯の木を尅するが故なり</p>	<p>年 傷官 己 月 正官 癸 日 正官 丙 時 不明</p> <p>未 酉 子 胎 衰 死 胎</p> <p>一、身の強弱を問はず財運に發達す、財は申酉の金、即ち傷官財を生じ財は官を生ず又身旺に吉印綬も吉なり</p>

<p>年 偏財 辛 月 偏官 癸 日 偏財 丁 時 偏財 甲</p> <p>未 巳 卯 辰 冠帶 帝旺 病 衰 三合木局</p> <p>一、月上巳に旺す 一、月上偏官制伏の運辰戌丑未に吉又印綬の運身旺の運に吉</p>	<p>年 敗財 己 月 印綬 丁 日 敗財 戊 時 敗財 己</p> <p>巳 卯 申 未 建祿 沐浴 病 衰 三合木局</p> <p>一、月上正官格にし貴し 一、卯の運大吉亥の運未の運は卯と三合を起し木の正官運となりて吉</p>
<p>年 偏財 丙 月 食神 己 日 食神 丁 時 不明</p> <p>戌 亥 酉 酉 養 胎 長生</p> <p>一、月上食神、月令正官 一、大運財運に發す又身旺に吉食神運も亦吉なり</p>	<p>年 偏官 庚 月 偏財 辰 日 偏財 丙 時 偏財 戊</p> <p>戌 子 寅 辰 養 沐浴 建祿 衰 三合火局 水局</p> <p>一、偏官制伏の火運は水より破る印綬は又吉とす 一、旺相も亦吉なり</p>
<p>年 正財 乙 月 正官 癸 日 偏印 丙 時 偏印 甲</p> <p>亥 丑 辰 午 病 墓 沐浴 帝旺</p> <p>一、官殺混雜の命則ち食神傷官制伏の運吉 一、大運酉の運、丙寅の年死す西は金にて水を生じ丙の印綬卯の木を尅するが故なり</p>	<p>年 食神 丙 月 印綬 癸 日 偏官 甲 時 偏官 庚</p> <p>寅 巳 申 午 建祿 病 絶 死 三合火局</p> <p>一、時上偏官格巳午の運に吉 一、印綬旺相運に大吉</p>

運君歳

法定審

歳君は大運と異り、干と干、支と支とを見る、
 第一、生年の支と、其年の大歳の支とを見る(沖の年、刑の年、合の年大凶但し年のみ用い月日時は用なし)
 第二、日干より歳君を尅する年、又た合する年大凶、
 第三、生年の干と歳君と尅する年、又た合する年大凶、

例

○大吉…△凶合年…◎半吉半凶…●大凶

年	癸	亥	敗財
月	甲	寅	食神
日	壬	寅	
年	甲	亥	傷官
月	戊	申	偏財
日	甲	子	

(年廻るす對に命此)

年	甲	丙	戊	庚	壬
年	乙	丁	己	辛	癸
年	丙	丁	己	辛	癸
年	丁	己	辛	癸	壬
年	戊	己	辛	癸	甲
年	己	辛	癸	壬	乙
年	庚	壬	甲	丙	戊
年	辛	乙	丁	己	辛
年	壬	丙	戊	庚	壬
年	癸	丁	己	辛	癸

巳の年亥と沖凶
 寅の年亥と合凶
 申の年亥と合凶
 巳の年亥と沖凶

年	甲	辰	偏財
月	丁	丑	正官
日	庚	戌	
年	丁	亥	敗財
月	戊	申	食神
日	丙	寅	

此命生涯運なし

年	甲	丙	戊	庚	壬
年	乙	丁	己	辛	癸
年	丙	丁	己	辛	癸
年	丁	己	辛	癸	壬
年	戊	己	辛	癸	甲
年	己	辛	癸	壬	乙
年	庚	壬	甲	丙	戊
年	辛	乙	丁	己	辛
年	壬	丙	戊	庚	壬
年	癸	丁	己	辛	癸

戌の年辰と沖凶
 辰の年自利凶
 酉の年辰と合凶
 卯の年酉と沖凶
 辰の年酉と合凶
 巳の年亥と沖凶
 寅の年亥と合凶
 申の年亥と合凶
 巳の年亥と沖凶
 午の年合凶
 戌の年利凶
 丑の年沖凶

<p>年 庚^{比肩} 乙^{偏印}</p> <p>月 戊^{偏印} 子</p> <p>日 庚 申</p> <p>時 辛^{偏財} 丑</p> <p>壬[△] 庚[△] 戊[◎] 丙[◎] 甲[◎]</p> <p>癸[◎] 辛[◎] 己[◎] 丁[◎] 乙[△]</p> <p>年 年 年 年 年</p> <p>午の年冲凶 印の年刑凶 丑の年合凶</p>	<p>年 庚^{比肩} 乙^{偏印}</p> <p>月 丁^{正官} 卯</p> <p>日 庚 丑</p> <p>時 己^{印綬} 丑</p> <p>壬[△] 庚[△] 戊[◎] 丙[◎] 甲[◎]</p> <p>癸[◎] 辛[◎] 己[◎] 丁[◎] 乙[◎]</p> <p>年 年 年 年 年</p> <p>未の年丑と冲凶 戊の年刑凶 子の年合凶</p>
<p>年 己^{偏財} 丑</p> <p>月 戊^{正財} 辰</p> <p>日 乙 丑</p> <p>時 己^{偏財} 卯</p> <p>壬[△] 庚[△] 戊[◎] 丙[◎] 甲[△]</p> <p>癸[◎] 辛[◎] 己[◎] 丁[◎] 乙[◎]</p> <p>年 年 年 年 年</p> <p>未の年丑と冲刑凶 戊の年丑と刑凶 子の年丑と合凶</p>	<p>年 庚^{比肩} 寅</p> <p>月 丁^{正官} 亥</p> <p>日 庚 子</p> <p>時 己^{印綬} 卯</p> <p>壬[△] 庚[◎] 戊[◎] 丙[◎] 甲[◎]</p> <p>癸[◎] 辛[◎] 己[◎] 丁[◎] 乙[△]</p> <p>年 年 年 年 年</p> <p>申の年寅と冲凶 巳の年寅と刑凶 亥の年寅と合凶</p>

實例

嘉永二年十月廿二日生 (其一)

元勳 西園寺公望公

〔月上偏官格||印綬格〕

生年 己^{傷官} 酉 死

生月 乙^{印綬} 亥^{穿官偏} 絕

生日 丙 戌 墓

- 一、逆十年運
- 一、月上印綬格にして家督の相續者とするも年上傷官あるを以て他家を相續するを至當とす、
- 一、月上偏官格にて亥(水)は戊(土)にて制伏の貴命となる、
- 一、墓の日生れは妻縁薄し、

- 一、偏官ありて身弱なるも月上印綬ありて扶助するため長壽健康を保つ、
- 一、年上傷官あるも印綬之れを制するを以て支障を見ず、
- 一、大運||此命東南方の運に開發す、即ち四十一歳より未の運(南方)に移り發達の第一歩に入り、五十一歳より午の運(全しく南方)に入り愈々好潮に達す、

一、八十一歳より最終の開運期に入り百歳まで向上す、殊に印綬運なるを以て健康に適す、明治大正昭和の三代に歴仕して元老の第一人者たる公の命運は非凡なり、而して個星の働きを其性格に反映して推命學に興味を加ふ、恨むらくは生日墓に入りて伉儷の歡を缺く幾微の作用を啓示す、晩年の印綬運は公の長壽と健康とを祝福するに足る、

弘化四年十二月二十日生 (其二)

元帥 東郷平八郎伯

〔月上偏官格〕

生年 比肩 丁 未 冠帶

一、逆の七年運

生月 偏官 癸 丑 墓

一、月上偏官格にして至大好運の命とす、

生日 丁 卯 病

一、生日の干丁(火)に對して月令の丑は天地の倉庫となる、即ち收穫を意味して一年の終りを告げ、陽曆の一月即ち陰曆の十二月に該當す、

一、本來丑に縮み寅に演ぶるを通則とす、而して月上に丑あれば未ありて冲あるを喜ぶ、未の鍵にて收穫物の倉庫を開くの姿となる、

一、丑の分野には辛(金)を含み丁日生れの偏財となり福星となるのみならず、丑中に己(土)あり

て丁(火)日生れの食神となる、食神は壽福の神なり、

一、又丑中の癸(水)は丁(火)生れの偏官となる、さすれば財、官、食の三吉星を備へたる四柱の組織にして未は丑の倉庫を開くを以て三つの吉星は自己の本能を發揮し福祉と資格とを寄與し比類稀れなる好運命となる、

一、丁(火)は冬至後の出生にて即ち(春)の木の節を迎へ發達の端緒を開く、

一、運氣||斯る上乘の命星が明治三十七八年の大戦役に出會し大運巳の運、則ち旺相運、歳君甲、辰、乙、巳と共に印綬運に遭遇して有史以來の大海戦に未曾有の大捷利を博せしめたり、廿世紀の大海戦史に不滅の神秘的大勝を博せし東郷提督は日本帝國國民の恩人帳に特筆大書せらるゝ國寶にして其神策鬼籌を稱揚するよりも寧ろ神人合一の人格美は偉人たり英雄たる光輝を千載に傳ふるものにして、月上偏官格に配する財官食三星の異彩は尊敬に値ひすと謂ふべきなり、

明治十年五月廿六日生 (其三)

荒木貞夫氏

生年 丁 偏印
 生月 乙 偏官
 三合金局(食神)
 巳 墓
 (亡空)
 亥 冲
 胎
 生日 己

〔月上偏官格〕

- 一、逆七年運
- 一、月上偏官格にして好運命とす、
- 一、推命學上性重厚にして不撓とあり、
- 一、時に、偏官有制化爲權、湮手登雲發少年、歲運若行身旺地、功名大用福雙全とあるが如く非凡の榮達を遂ぐる素質を有す、

一、本來此命は父祖の遺産に浴せず、獨立して身を興すの運命なるが、中年までは變動を免かれず、中年後に開運を見る、

一、生日の干己(土)が主星となり自己の身體とし、月上は親位と見做し、年上は祖先を意味す、

一、然るに月日巳と亥と冲するを以て生家との縁薄き嫌ひあり、

一、生年の丁は己より偏印となる、此星あるもの一藝に達し文藝技術に秀づ、然るに祖先を尅する強星なるが故に生家の恩恵を蒙らず、多少蒙むることありても半途にして消失するを常とす、

一、月上の乙は己(土)を攻撃する強星にして偏官と稱す、由來人生は官星なければ世に顯はれず、官星ありて始て地位資格共に備はる、殊に偏官は月上に在るを欣ぶ、

一、偏官空亡に陥るも巳と丑と三合して局を結ぶが故に空亡の缺陷を補填す、然れど四柱中に偏官を制伏する星なければ發達せず、

一、時に云ふが如く偏官制あり化して權と爲る、此制伏こそ貴賤の分岐點なるが、幸ひなる哉三合金局ありて此金乙、木を制伏するが故に、偏官中和を得て暴威を逞ふせず理想の如く吉星となり榮達を遂ぐ、

一、偏官帝旺するものは官海に入れば陸進著しく政治家となれば頭角を現はす、但商工業者には不適當とす、孰れにせよ社會の上位に在りて世人の崇敬を受く、

一、大運 逆の七年運にして四十九歳までは世路故障多きも、五十歳より小開運の域に達し漸次に向上して五十七歳より生涯中の最大開運の幕に移り七十七歳まで絢爛を極む、非常時日本の陸相として、軍國の重鎮として、國民精神の吹鼓者として、將軍の存在は名星の如く耀けり、今や大運の盛時に逢着して天馬空を駆けるの概、國民は安堵して可なり、

慶應三年十月十一日生 (其四)

鈴木喜三郎氏

生年	正官	丁	卯	胎
生月	比肩	庚	戌	衰
生日		庚	寅	絕

支合
三合火局

一、逆九年運

一、本質は正官格にして幸運命とす、
 一、此命は祖家の系統を継紹するも生家に永住することなく出生地を離れ他郷に於て身を立て中年までは諸事不如意なるも老年開運の端緒に就き晩年大榮達の命とす、
 一、其質を分拆すれば左の如し

一、生日の干庚(金)が當四柱の主星となる、月上は親位にして年上は祖先の位とす、然るに月日三合の局を結ぶか故に前述の如く生家の系統のみを繼ぐ、殊に生日の干たる庚(金)を生ずる恩星なきため生家の餘澤を蒙ること稀にして獨立獨歩の行動を執り發達を見る、
 一、生日の干庚(金)は本來地中に埋没せられ其儘にては用途なきも丁(火)と三合の火にて庚(金)を精鍊するが故に庚は金質本來の光輝を放ち完全に其使命を果し貨幣となり、武器となり、家具となり、農具となり、或は信仰の偶像となりて尊重せらるゝは一に火星の加護に由る、
 一、庚(金)の日生れ火の正官あれば福壽共に發達し權威資格相備はり社會の崇敬を博す、官途は陸進早く、商工業者も發展して頭角を現はすに至る、
 一、大運||逆の九年運にして即ち十二支を逆行して九年毎に轉換す、年齢に就て言へば一歳より三十六歳まで旺相印綬運に方りて安逸を保ち、三十六歳より五十五歳までは變動期

に屬し、五十六歳より漸次に上騰して九十歳に及び意外の榮達を遂ぐ、
 一、其他年々の廻り年に依り多少の變動を免れざるも、大運の好時機中には大難も小難となり大過あることなし、
 木堂宰相職に殉じてより、至難なる多數黨の總裁として雌伏時代の政友會を統率し忍苦時代を辿りながら、政黨政治呪詛の世相を挽回せんとする銳氣と膽力とは非凡の晩年運と相俟つて、刮目に値ひす、

慶應二年二月五日生 (其五)

若槻禮次郎男

生年	傷官	丙	寅	帝旺
生月	偏官	辛	卯	建祿
生日		乙	未	養

干合
三合木局

一、順五年運

一、月上偏官格にして出頭の命とす、
 一、此命中年までは諸事不如意を免れざれど晩年開運の端緒を開き名聲揚がる、
 一、生日の干乙(木)主星となり即ち自己を意味し、月上は親位、年上は祖先と見る、

一、月日三合するを以て生家の姓のみを繼紹するも、養日の生れは出生地に永住せず、
 一、月上の辛(金)は乙(木)を攻撃する偏官となる、偏官は強星なり、
 一、本来偏官は虎の如き勢を有する荒星にして容赦なく日干たる自己を攻撃するが故に四柱中に此偏官を制伏する星あるを貴ぶ、然るに天佑にも生年に丙(火)ありて辛の偏官と干合し融和去勢せらる、
 一、年上の丙は火星にして乙(木)の子星となり、辛の偏官と干合すれば辛のため乙は夫の母たる姿となり、辛より乙は舅に方り畢竟骨肉和合して吉星と變じ乙に對して親族の禮を取り素質一變して偏官傷官干合の命となり異常の幸福を發するに至る、由來偏官傷官干合の命は非凡にして世の縉紳となる、
 一、偏官建祿に逢ふは最上の命にして無限の發達を遂げ上下の信頼を博し地位資格共に向上して名聲轟く、
 一、傷官あるもの伶俐聰明にして信望あり、然れども一方の親を喪ひ又郷關を去り異郷に永住す、
 一、傷官帝旺して偏官と干合するを以て官途商工業各方面隨所に發達す、
 一、三合木局は乙(木)に力を添加するため命數長く身體強健にして疾病少く天壽を完ふす、
 一、大運四十一歳より小開運を迎へ五十五歳まで繼續し、五十六歳より七十歳まで生涯中

の最大開運期に屬す、斯くして八十五歳まで餘運殘存するも、七十歳までの好運に追隨し難きを以て守成を安全とす、
 苦節忍耐を以て宰相の地位を贏ち得たるのみならず、在野時代に君命を拜して萬里の遠きに使し、授爵の恩寵に浴し、現に民政黨總裁として多難の時代に處する不屈の運命また故ありと謂つべきなり、

萬延元年潤三月六日生 (其六)

中村 鴈 治 郎 丈

生年 比肩 庚 申 建祿

〔井欄又格〕

生月

比肩 庚 辰 養

一、順三年運

一、純然たる井欄又格にて非凡の命とす、

生日

庚 子 死

一、此命は年月日三合して局を結ぶを以て父の姓のみを繼紹す、

一、生日の干庚(金)は自己を顯はし、月上は親位、年上は祖先とす、然るに年月の庚は比肩となりて父を尅するの強星となる、そこで本人出生當時は父運衰敗の極にして本人生長するに

連れて其父病に殞るゝか、或は悲況に陥るか、酷だしきは死に到ることがある、假令其父在世しても恩恵に浴することは望まれぬ、

一、月令空亡は父の遺産を受くる望みなく、獨立身を起すの質である、

一、年支の申は寅を冲して寅(木)は庚の偏財となり、月令の辰は戌を冲して戌中の土は庚の印綬となる、

一、生日の子は午を冲し午中の丁は庚の正官となる、之れが爲め三合水局を生じ、財官印を起して資格、徳望、福祿の凡てを具備することになる、

一、財星福を生じて金錢の融通に良く、印綬を得るが故に命數長く、正官を得るが故に地位進み衆望を擔ふ、又印綬あるもの技能に長じ身を以て産を治むる組織と知るべし、

一、大運||順の三年運なるが三十一歳より大運に入り四十八歳まで連続し忽然として意想外の發達を遂げ、四十九歳より少しく變動期に移り、六十七歳より最終の開運期に入りて八十四歳まで向上の一方であるから壽福兩全の好運命と言はねばならぬ、因に八十五六歳は老軀大に自愛すべき秋である、

梨園の名優成駒屋の神伎は藝術界の至寶と稱するも敢て溢美にあらず、有情の天は老いす巨匠は壽を知らず、井欄又格に入りて其伎、其姿、其智、共に群を抜ぐ、命星の偉大なる働き優の如きは稀れなりと謂ふべきなり、

明治六年九月十日午前九時半生男子 (其七)

生年	癸	酉	絶
生月	辛	酉	絶
生日	乙	丑	衰
生時	辛	巳	沐浴

三合金局(偏官)

〔棄命從殺格〕

一、逆一年運

一、命を棄て殺に從ふの格にして貴命とす、

一、末子といへども生家の相續者となり祖先を祭祀する義務を有す、

一、生日の干乙(木)は四柱の主星にして其身體となる、

一、月令はは親位と見るべく年上は祖先とす、

一、年月日三合して局を結ぶが故に生家との縁最も厚しと知るべし、

一、乙(木)は年月日時金星に攻撃されて身の置き所なく脱出を望むも年月時との聯合より脱退するを許されず、茲に於て乙(木)は背水の陣を布き、他星の爲すが儘に任かす態度を持するを見たる三星は、主星の地位を守護する交誼を忘れずして、福を求め徳を集め援助する姿となり、茲に中和を得て發達の命となり、生家を繼續し勞せず財を得る好運兒とす、

一、大運||官星と財運とに發達す、

九條武子夫人

〔貴人一位格〕

一、順六年運

一、貴人一位貴格の好運を保有するも四柱の組織強きに過ぎ伉儷長からず、

一、生日の干たる戊(土)は當四柱の主星なるが月上の庚(金)に對し食神となる、婦人より食神は子星

生年 丁 亥

胎

生月 庚 戌

天官貴人
正桃華

隔角
浴盆
妨害

墓

生日 戊 午

三合火局

受氣胎元

日及
羊及
血支

帝旺

に該當す、之れが墓に居すれば子縁薄きを免れず、剩へ男女共に長壽を保ち難し、

一、生年の干たる丁(火)は戊(土)の母星となり印綬と稱す、印綬あるもの藝術に達し天才ありて器用なるのみならず仁愛の念に富み世人に貴ばる、

一、帝旺日の生れは威信備はるも卑賤の家に出生すれば賤業者となり、上流の家庭に出生すれば貴紳に嫁すことを得るも、生日の戊午は日及加ふるに羊及となる、婦人日及あれば上流社會にては發達著しく男子を凌ぐ崇敬を博するかなれど夫婦縁薄き嫌ひあるを免かれず、

一、日及羊及あれば夫は妻を尅し、婦人は夫を尅す、尅するは運を破る謂ひであつて、其尅勢強ければ中途夫を喪ふ憂ひがある、然し夫の四柱組織強ければ打勝ちて大發達を見る、

一、當四柱に夫星なし斯る命は天官貴人を以て夫と見ねばならぬ、

一、書に曰く官星墓に入るものは早く夫を喪ふとあり、孰れにせよ永く連理の喜びを得られぬ、

一、三合火局此火食神を尅するから短命、

一、受氣胎元、容貌麗艶にして仁愛に富み社會に令聞あり、

一、血支、血疾に胃され易し、

一、妨害、結婚すれば夫の爲め苦勞多し、

一、浴盆、中年夫に別るゝことあり、

一、隔角、兄弟の力を得難し、

一、大運 廿五歳より開運期に入り漸次發達して社會的地位と福祉とを享け名聲大に揚る、三十七歳より變動期に入り四十二歳(辰運)にて終熄し、四十三歳より四十八歳まで火運となり、更に五十四歳まで午の火運續くものとす、

一、月上に食神あれば前述の火運其食神を尅するを以て大凶運となり、殊に四十二歳は東方の運より南方の運に轉換する轉角年に相當する爲め甚だしきは死に至る、由來食神

は壽福の星神としてあるが、庚の金、巳の火に尅せられて致命傷となり更に轉角年に相當して、命數保ち難し。

大正昭和の文運旺盛期にあたり才媛雲の如く輩出したる中に、其才華其詞藻豊かにして氣品の高雅なる紫式部清少納言と並び稱せられ、其身は藤原家の正統たる法城の名花と産まれ、五攝家の高きに嫁して恵まれず、孤閨の情韻を詩歌に託し、慈善の母となり、信仰の比丘となり、昭和三年雪裏に清香を遺してあたら散り失せし麗人の運命こそ實にうたてき極みにこそ。

明治十二年一月三十日午前七時前後生男子 (其九)

(著者の知友にして資産信用社會に重きをなし、特種醸造界の大成功者なり)

生年 正官 戊寅 沐浴
生月 食神 乙丑 羊及冠帶
生日 癸丑 羊及冠帶

- 一、大運順二年運
- 一、昭和八年癸酉歲、生年の戊と癸と干合す。
- 一、大運は辰の運 辰の分野中の戊と本年の癸と干合
- 一、辰と本年の酉と支合
- 一、月日の丑と本年の酉と三合

生時 甲寅 卯
乙卯 空亡寅卯

- 一、四柱中羊及多きは妻を尅す。

明治廿一年一月廿一日生婦人

(前記成功者の夫人)

生年 偏官 丁亥 沐浴
生月 食神 癸丑 養
生日 辛卯 絶
空亡午未

- 一、大運順五年運
- 一、此命食神財を生ずる組織にして三十六歳より四十五歳まで西方の運に際會し全盛期とす。
- 一、三十六歳より申の運に入る、申は辛の帝旺となり慶事重疊し四十一歳より酉の運を迎へ、辛より酉は建祿となり家運繁昌す。

一、四十五歳にて開運期を終り四十六歳より戊の運に入る、戊中の戊と本年の癸と干合して戊土は癸水を尅し癸は辛日生れの食神となりて大厄年とす。
本命の夫人は淑徳高く氣品優れ内助の功淺からず推命學の研究に勵まれしが、昭和八年七月初旬發病後直に前記の四柱を對照一瞥して佳人命なく天の二物を與へざるを痛嘆

せしが全年八月廿三日瀆焉逝去せり、

注 意

一、推命の要義として生年の干と廻り歳の干と合の歳、又生日の干と廻り歳の干と合の歳、又生年の支と廻り歳の支と合の歳、又生年の支と廻り年の支と三合の歳、此内孰れか合に遭遇する歳は父母兄弟妻子に死別がある、

一、然るに本命は偶然四つの合に逢着する歳柄なるをもつて生別死別を免れぬ、

一、殊に大運辰中の戌に對し本年の癸は妻星に該當するため妻を喪ふに至る、

明治四十五年七月廿四日生女子 (其十)

某 氏 令 嬢 (赤化と尅命)

生年	壬子	傷官
生日	辛丑	養
生月	丁未	衰
	偏官	支合
	干合	冲、刑
		長生

一、逆の六年運

一、男女を問はず推命學上極惡の命とす、

一、辛日の生れは丁を以て偏官とし婦女子の爲には夫星となる、其夫星である丁(火)が壬(水)に尅せらるゝから、嫁すれば本夫を尅すること言語に絶す、

一、殊に丁の偏官壬に盜まるゝため、此命夫を盜まるゝ形と

なり生涯夫を得ず、書に曰く男女を問はず壬丁干合する者は素行修まらず、之れに刑を帯ぶるが故に酒色に耽り失敗を招くこと多しと、

一、又壬丁干合を見れば大望を起して破敗するに至る、孰れにしても尋常の命運にあらずして凶惡を免れぬ、

一、大運||辰の運に逢著し、辰の分野中に戌ありて本年の癸と干合す、又大運の辰は本年の酉と支合す、此辰と生年の子と三合して水局を起し此水が丁(火)を尅するを以て官罪を遁れがたし、

一、若し生時に凶星あれば死にも到るべく、吉星あるも大災を免れぬ、

時代惡思想の感染に累せられ清楚なるべき家庭に重さなる悲劇を演出して父子囹圄に沈吟し、暗憐たる鐵窓に繋がるゝも運命の惡戯、花羞しき妙齡の身を以て、共產黨の地下潜行に参加したる彼女の凶命に一掬憐憫の涙を灑げ、

鈴木圭三氏

生年 比肩 辛未 衰
 生月 偏印 己亥 三合木局 (亡空) 沐浴
 生日 辛未 衰
 生時 偏官 丁酉 建祿
 空亡 戌亥

三二二二二 十十九十八七六五 九八七六五	二二二二二 十十九十八七六五 四三二一九	十十十十十 八七六五四三 二一	十十九八七 二一	六五四三二一
未	申	酉	戌	亥
之開 時運	之開 時運	之開 時運	之開 時運	之開 時運
六五五五五 十九十八七六五 十	五五五五五 四三二一九	四四四四四 三二一	四四四三三 二一	三三三三三 二一
寅	卯	辰	巳	午
開運第一期 時	開運第一期 時	開運第一期 時	開運第一期 時	開運第一期 時
九八八八八 十八十七十六十五 十	八八八八八 七十九十八十七十六 四三二一九	七七七七七 六十五四三 二一	七七七六六 五三二一	六六六六六 五三二一
酉	戌	亥	子	丑
開運第四期 時	開運第三期 時	開運第二期 時	開運第一期 時	開運第一期 時
				九九九九 九十九十八十七十六 六五三二一
				申
				開運第五期 時

(時上一位貴格)

- 一、逆六年運
- 一、時上一位貴格にして至大の好運を包蔵す、
- 一、此命は貴格に編入せらるゝも祖家の繼續者にあらず、獨立獨歩の行動を執り目的を達成す、
- 一、生日の干(辛)金は四柱の主星にして月上は親位、年上は祖先の位あり、
- 一、年月日三合して局を結ぶため父の氏姓のみを繼ぐ、
- 一、月上に偏印あれば祖先の財を尅するを以て餘澤を蒙らず、
- 一、三合木局は偏財となる、偏財は

運年

甲子 五十四歳	乙丑 五十五歳	丙寅 五十六歳	丁卯 五十七歳	戊辰 五十八歳	己巳 五十九歳	庚午 六十歳
辛未 六十一歳	壬申 六十二歳	癸酉 六十三歳	甲戌 六十四歳	乙亥 六十五歳	丙子 六十六歳	丁丑 六十七歳
戊寅 六十八歳	己卯 六十九歳	庚辰 七十歳	辛巳 七十一歳	壬午 七十二歳	癸未 七十三歳	甲申 七十四歳
乙酉 七十五歳	丙戌 七十六歳	丁亥 七十七歳	戊子 七十八歳	己丑 七十九歳	庚寅 八十歳	辛卯 八十一歳
壬辰 八十二歳	癸巳 八十三歳	甲午 八十四歳	乙未 八十五歳	丙申 八十六歳	丁酉 八十七歳	戊戌 八十八歳
己亥 八十九歳	庚子 九十歳	辛丑 九十一歳	壬寅 九十二歳	癸卯 九十三歳	甲辰 九十四歳	乙巳 九十五歳
丙午 九十六歳	丁未 九十七歳	戊申 九十八歳				

●開運發達の年 ●別離、反覆の年 ●破財、病難の年
 【注意】詳細は別表推命便覽の解説参照のこと

旅星にして郷關を出づるの已むなきに至る、

- 一、偏財あるもの初胎にあらず、次男か三男かに出生し家督を相續せざるを通例とす、
- 一、偏財あるもの概ね田園より都會に移住す、
- 一、偏財あるもの多少の義侠心を有するを以て上下の信頼あり、又衆望を繋ぐ愛敬の念に富む、

一、偏財は妾星なるが故に一夫一婦は望み難し、

一、生時の丁(火)は生日辛(金)の偏官となる、之れが爲め時上一位貴格の殊遇に浴するを得、

一、辛(金)は鑛物を冶金して始めて本來の面目を發揮し社會に頭角を顯はす、辛(金)配するに丁(火)ありて光輝燦然福祉と徳望とを占有す、

一、偏官は本來強星なるが、之を制伏する星あるを喜ぶ、然るに月令に亥の水星控えて丁の偏官と干合を起し夫婦和合の形となり、之れがため偏官の猛威制伏せられて有徳興福の益星たるに至り縉紳たらしむ、

一、生時は子孫の位置なるが、偏官、建祿に遇ふて良子を擧げ其子亦榮達を見る、

一、生時に建祿あるもの體軀強健にして天壽を全うす、

一、大運 三十一歳より小開運を見て立身の基礎確立し四十三歳より初期開運の道程に上り四十八歳まで向上を續け、此間地位と資産とを獲得して社會的地歩を占むるも、一

起一伏は運命の呼吸とも云ふべく、四十九歳より六十歳まで十二箇年間逆境を辿らざるべからず、此間失敗不足の段階を経て六十一歳より第二期の開運期に到達し、六十八歳まで向上し進展榮達す、茲に一代の地盤を築き得て六十七歳以後七十四歳に至る八箇年間開運期を迎へ悲觀の要なく、七十九歳より生涯中の最大開運期に入り九十六歳まで永續し大鵬一搏蒼穹に達するの盛觀を呈して家門の顯榮を招致す、

帝都の株式市場に堅實と信用とを以て雄飛する君の命運は既往の成功よりも寧ろ將來に望みを囁せしむ、異數の晩年に處する最後の勝利は慈善陰徳に因り健康長壽を保有するにあり、天徳をして徒爾ならしむる莫れ、

推命便覧

五卷 六八

明治三年陰曆六月朔日生男子

路傍土性、本命、四綠木星

偏財

生年 庚午 正桃華 羊 及 帝旺

偏官

生月 壬午 月 空 羊 及 帝旺

敗財

生日 丙申 暗 月 德 貴 人 大 敗 日 十 惡 病

正官

生時 癸巳 支合、刑、

建祿

空亡||辰己の年月日は注意せざれば善惡共に顛倒反覆す

每年||陽曆四月辰、五月巳は空亡月也

丙申の日は誕生日なるを以て善を積み天を祭るべし

空亡年は善惡とも諸事變じ易し

此年は損失あるか病難あるか若くは生別死別の愁傷あるか又は變じて破財となるか重きは身命を落すか或は争論を生ずるか何れにもせよ災害免れがたし、然れば萬事に注意し守成の方針を探らねば後悔するも及ばざるべし、

此年は生別あるか死別あるか亦總て物の反覆する年なり、殊に心に迷ひを生じ住所變るか身軀動くか又は業を變るか幾多の事物に心移り易きを免かれず然れども總て反覆失敗に終るが故に注意を要す、本來此年は損失病難の虞れあり但し結婚の喜び概ね此年に熟すかなれど總じて色情の難を起すの虞れあるをもつて注意すべし

此時は開運發達の年なり財利を得るか慶事ありて無難に越年す

運 歲

丙午 二十七歲	辛酉 四十二歲	丙辰 四十七歲	辛酉 五十二歲	丙寅 五十七歲	辛未 六十二歲
丁未 三十八歲	壬子 四十三歲	丁巳 四十八歲	壬戌 五十三歲	丁卯 五十八歲	壬申 六十三歲
戊申 三十九歲	癸丑 四十四歲	戊午 四十九歲	癸亥 五十四歲	戊辰 五十九歲	癸酉 六十四歲
己酉 四十歲	甲寅 四十五歲	己未 五十歲	甲子 五十五歲	己巳 六十歲	甲戌 六十五歲
庚戌 四十一歲	乙卯 四十六歲	庚申 五十一歲	乙丑 五十六歲	庚午 六十一歲	乙亥 六十六歲

五卷 六九

運 大

三十一歲	三十二歲	三十三歲	三十四歲	三十五歲	三十六歲	三十七歲	三十八歲	三十九歲	四十歲
廿二歲	廿三歲	廿四歲	廿五歲	廿六歲	廿七歲	廿八歲	廿九歲	三十歲	三十一歲
廿一歲	廿二歲	廿三歲	廿四歲	廿五歲	廿六歲	廿七歲	廿八歲	廿九歲	三十歲
十一歲	十二歲	十三歲	十四歲	十五歲	十六歲	十七歲	十八歲	十九歲	二十歲
二歲	三歲	四歲	五歲	六歲	七歲	八歲	九歲	十歲	十一歲
十一歲	十二歲	十三歲	十四歲	十五歲	十六歲	十七歲	十八歲	十九歲	二十歲
廿一歲	廿二歲	廿三歲	廿四歲	廿五歲	廿六歲	廿七歲	廿八歲	廿九歲	三十歲
卅一歲	卅二歲	卅三歲	卅四歲	卅五歲	卅六歲	卅七歲	卅八歲	卅九歲	四十歲
卅一歲	卅二歲	卅三歲	卅四歲	卅五歲	卅六歲	卅七歲	卅八歲	卅九歲	四十歲
卅一歲	卅二歲	卅三歲	卅四歲	卅五歲	卅六歲	卅七歲	卅八歲	卅九歲	四十歲
卅一歲	卅二歲	卅三歲	卅四歲	卅五歲	卅六歲	卅七歲	卅八歲	卅九歲	四十歲

本表に因り宜しく運氣の盛衰に着目せよ假令年の廻り運氣凶なるも大運吉なる時は災害輕し

五卷 六八

- 一、本質は身旺の命なり、則ち時上に巳在りて丙に旺す、又年月に午の字在りて甚だ身旺とす、然れども正官偏官在るが爲め却て身弱の命となる、但し中和の命とす、
- 一、凡そ人は生日の干を以て身体と爲し、他の年月時なる干支は其身体を左右す、然れば本質は丙(火)の身体なるを以て月上偏官及び時上正官協力し其身体を攻撃す、故に此偏官を制伏する星なき限り大發達を遂げ難きも、幸ひなる哉、本來身旺にして且つ羊及を刑冲被害する星なきため、發達の命たるを失はず、則ち地位も資格も共に備はり社會に頭角を顯はす命なり、
- 一、さて月上に印綬なく、又干合なく却て月上親位より其身を攻むるため、自然生家を繼續する能はずして、遺産に浴し、祖業を繼ぐの幸福なく、随つて祖先の餘德を蒙むる福祉、微塵もあることなく、久しからずして出生地を離れ異郷に住して身を立て家を興すの質とす、
- 一、正官偏官あるものは官殺混殺と稱して酒色に耽けるの弊あり、又俠氣に富み強を挫ぎ弱を扶くる氣風を有す、此命大運の好期を終れば大敗を來すこと恰も爛熳たる櫻花の時到来れば凋落するが如し、

- 一、年上偏財在りて帝旺に遇ふは、父の運氣旺盛なる時に出生す、本質は中年まで大發達を爲すも中年後は衰退に傾くを免かれず又幼にして父を喪ふの薄福者とす、
- 一、羊及在るもの偏官なければ功績顯はれず、偏官在りて羊及なければ効力薄し、偏官羊及具備して刑冲なければ無上發達の命とす、
- 一、羊及在りて偏財なければ發達せず羊及偏財共に在りて刑冲なき者亦大發達の命とす、羊及多きは福多し、只冷血にして涙寡なきは本質の特色とす、羊及多くして刑冲なく、偏財偏官完きものは時運到来すれば意想外の幸福に浴す、此命羊及偏官共に備はるが故に剛毅勇猛にして物に動せず、宛然英雄の氣風あり、
- 一、十惡大敗日の生れは父の餘德を享けず、正桃華ある者は主に仕へて愛顧を受く、月空ある者は人の頭首となる、暗祿ある者は困難に際し意外の金錢を得るか若くは他の援助に浴す、月德貴人は諸難を除去して命運強し、
- 一、大運、順の三年運とす、
- 一、本人は田舎に出生して大阪に移住し、商家に奉公して、二十五歳より徐々身上固まり發達の端緒を開き、寅卯は印綬の運、三十一歳より、大發展の好運に會し、辰は偏官制伏の運、巳午の旺相運に至るまでの榮達宏大にして、尙ほ將來三十九歳までは、開運連續して只管向上の一方とす、但し四十二歳までは好運を失はず、

一、本質は三十九歳の隆運を終り四十歳より四十二歳まで三箇年間は辛ふじて、未の後運（生年月中の午の羊及と合して）名残を留むるも、四十三歳より四十五歳まで申の運に遭遇する爲め、大難湧出し、身命を傷ふ虞れあり、

一、四十三歳壬子の年、大運申の運、即ち辰を起して申子辰の三合水局を結ぶ、茲に偏官旺盛となり、加ふるに壬の干は偏官にして水勢強大を來たし、日干丙を攻撃すること酷だし、殊に子の大歳本人の命たる歲月の午に附隨する羊及を冲破す、此年十二月壬子の月に當るを以て壬辰の日、壬午の日、壬申の日の三日は大に注意をせなければ多くは命を保ちがたき憂ひがある、殊に五十五歳は又重ねて來る大厄難が控えておる、

一、五十五歳甲子の年、本人年上の庚は甲の天干を尅し、大歳子と共に午の羊及を冲破し、日干丙（火）を尅し盡くすの時なり（前述の諸説對照）

一、以上の諸説を綜合して推考すれば、四十三歳は生命の危きこと累卵にも勝り、幸ひにして命數を保持し得るも大難は逃がれがたし、從て不具廢疾となるか、資産を蕩盡するか、何れ不慮の災厄を免がれざるが故に、百方自重し積善の功德を以て命を補ふに若かず、

訂増正 四柱推命奧義祕傳錄卷之五終

明治卅八年九月二十日 第一版發行
 大正六年十二月十五日 第十二版發行
 昭和八年十一月五日 增補改訂版印刷
 同 年十一月十二日 增補改訂版發行

千支一覽 手鑑附錄 共

定價金拾圓

著作權
所有

編輯者 松本義亮
 印刷者 木村壽作
 大阪北區東堀川町十八番地
 印刷所 天祥館印刷部

發行所 天祥館出版部
 大阪東區南本町二丁目五十一番地
 電話船場一七七二番

351
562

元賣所
 大阪西區觀上通一丁目三十一番地
 福音書店
 電話土佐堀一六六九番
 振替大阪五七〇九九番

大阪東區淡路町三丁目三十九番地
 文友堂書店
 電話本局二二五四番
 振替大阪二三三六番

大阪南區橫堀七丁目二十一番地
 此村欽英堂
 電話船場七八六番
 振替大阪一〇三六番

全國著名の各書
 肆に於て販賣す

終

